

令和7年 中間市農業委員会総会（3月）議事録

1. 開催日時 令和7年3月10日（月）10時00分開会～11時00分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 第1会議室
3. 出席委員 7名 会長 柴田 功 1番 貞末 照 2番 白橋 宏
3番 貞末 重雄 4番 日高 靖 5番 牧野 謙二
6番 井上 俊子
4. 推進委員 3名 丸山 政和 小西 一史 田中 久光
5. 傍聴者 0名
6. 事務局 4名 宮崎事務局長 花田補佐 坂本 熊井
7. 議事日程について
報告第1号 農地法第5条の第1項第6号の規定による届出について（転用）
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
（利用権設定）
議案第6号 農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）
議案第7号 認定農業者の認定に係る意見照会について
議案第8号 農地改良届の承認について

【議事内容】

〇〇議長：ただいまの出席委員は7名で委員定数全員の出席となります。よって、令和7年3月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしく願いいたします。

報告について議題といたします。

報告第1号「農地法第5条の第1項第6号の規定による届出について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局：資料1ページをお開きください。報告第1号「農地法第5条の第1項第6号の規定による届出について」です。今回1件届出がなされていますので、ご説明いたします。

農地の所在中間市長津三丁目〇〇〇〇。面積 779 m²。譲渡人〇〇〇〇。住所中間市岩瀬四丁目〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所沖縄県うるま市字喜屋武〇〇〇〇。転用目的は集合住宅となっています。こちらの農地の位置図及び写真を 3 ページに載せておりますのでご確認ください。

こちらの農地は既に令和 6 年 5 月農業委員会総会で報告を行っている土地です。譲渡人が個人住宅とするため前の所有者から今回の譲渡人へ 5 条転用手続き行っておりましたが、昨今の資材高騰等で建築が困難となりました。地目変更に係る土地の造成費用も捻出できず、別の方への売買手続きのため、5 条転用手続きでの所有権移転を申し出ております。福岡県農業会議へ確認したところ、転用許可申請の場合、資材高騰等によるやむを得ない事情により当初の計画から譲受人が変更することがあり、その際は、再度許可申請手続きを行っていることから、今回の件も準用することとして転用届の手続きは可能との回答がありました。よって、今回の件はやむを得ない事情であることとして 2 ページの始末書を添付したうえで転用届を受理しております。譲渡人には今後転用届を提出される際は資金計画等も踏まえたうえで提出するよう伝えております。説明は以上です。

〇〇議長：事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問はありませんか。

〇〇委員：始末書の内容で転用面積が 779 m²であるため、造成工事が困難というのはどういうことですか。

事務局：造成規模が大きくて資金の調達が難しいということです。

〇〇委員：わかりました。譲渡人は一年前に届出を出されてますが、そのときに地目変更をしていなかったということですね。

事務局：所有権移転手続きを行い、その後土地の造成等行ってから地目の変更となるため、所有権移転は行った後に資材が高騰し、工事が困難となって地目は農地のままという状況です。本来であれば地目を変更して不動産として売買するよう説明していましたが、資金面で土地の造成をしてからでないと変更できないとの相談がされたため、今回の手続きを行ってます。

〇〇委員：転売目的と見受けられるのでは無いですか。

事務局：この手続き方法は譲渡人に今回限りであることを説明しております。

本来、届出を行う際は転用可能な計画であることが前提となっているため、今後

転用届を行う際は資金面等も加味して実現可能である段階で行うこととして伝え、今後、同様の手続きは出来ないことを説明しております。

〇〇委員：これは今年の話ですか。

事務局：令和6年3月に届出が出され、5月農業委員会総会で報告しております。

〇〇委員：所有権移転した際に地目も変えてたらよかったですね。

〇〇委員：地目は変えられないですよ。造設しないと。土を埋めるだけでは法務局は認めないです。確認申請が出るくらいまでしておかないと。他に方法がなかったってことですね。

事務局：はい。そうです。

〇〇議長：事務局の説明がありましたが、本件についてご意見はありませんか。無いようですので、これで報告第1号を終わります。次に議案事項を議題といたします。議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）」を議題といたします。議案第5号は〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員に関する案件が含まれておりますので退室をお願いします。それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料の4ページをご覧ください。議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）」についてご説明します。こちらは、農地を所有者から農地中間管理機構へ貸し付ける内容となっております。そのため、一件目のみ農地中間管理機構の説明を行いそれ以降は省略させていただきます。

1件目、農地の所在中間市大字上底井野字小屋根〇〇〇〇外9筆。面積合計4,872.2㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇1。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神四丁目10番12号。利用目的田。利用期間5年。10aあたりの賃借料は10,000円。2件目、農地の所在中間市大字上底井野字中島〇〇〇〇外2筆。面積合計4,117㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間6年11ヵ月。10aあたりの賃借料は10,000円。3件目、農地の所在中間市大字垣生字高縄手〇〇〇〇外2筆。面積合計5,078㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所

中間市大字垣生〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間10年。10aあたりの賃借料は10,000円。4件目、農地の所在中間市大字垣生字高縄手〇〇〇〇。面積合計1,727㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間10年。10aあたりの賃借料10,000円。5件目、農地の所在中間市大字下大隈字土手外〇〇〇〇外34筆。面積合計20,882㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間10年。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。6件目、農地の所在中間市大字中底井野字会前田〇〇〇〇。面積1,586㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所千葉県千葉市緑区誉田町三丁目〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間9年11ヵ月。10aあたりの賃借料10,000円。7件目、農地の所在中間市大字上底井野字梅園〇〇〇〇外18筆。面積合計20,348㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間10年。物納として10aあたり60kgで年間米330kg、それ以外は10aあたり10,000円。8件目、農地の所在中間市大字垣生字塩田〇〇〇〇外2筆。面積合計3,952㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所遠賀郡遠賀町老良〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間10年。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。ただいまご説明した農地につきましては、12ページから22ページに位置図を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

柴田議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等はありませんか。

〇〇委員：9ページの〇〇〇〇の農地〇〇〇〇ですが、現状は一部畑になっていて、それは所有者が耕作しているみたいですが、分筆とかはされていないのですか。

事務局：はい。登記を確認しており、分筆はされておりました。

〇〇議長：他にご意見・ご質問等はないでしょうか。

〇〇委員：所有者が農地中間管理機構を通して別の担い手に貸すことは分かるんですが、〇〇〇〇の案件は〇〇〇〇に貸すのに農地中間管理機構を通す必要があるんですか。

事務局：所有農地でなければ経営農地とする場合は、利用権設定を行う必要があります。

〇〇委員：直接行うのはだめなんですか。

事務局：基本的に借りている農地は契約を結ぶ必要があります、今は手続き方法が農地中間管理事業での利用権設定か農地法第3条で利用権設定の2つになっており、どちらで手続きするかは所有者と受け手次第です。

〇〇委員：わかりました。

〇〇議長：他にご質問等はありませんか。

無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第5号を終わります。〇〇〇〇委員は入室をお願いします。〇〇〇〇委員は引き続き退室をお願いします。

続きまして、議案第6号「農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）」を議題といたします。議案第6号につきましては〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員の案件が含まれますので退室をお願いします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料の25ページをご覧ください。議案第6号「農用地利用配分計画案に関する意見について」ご説明いたします。先ほど議案第5号で承認いただいた利用集積計画の農地を受け手に配分する内容となっております。

それでは説明いたします。

1件目、農地の所在中間市大字上底井野字小屋根〇〇〇〇外9筆。面積合計4,872.2㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間。10aあたりの賃借料10,000円。支払方法口座振替。2件目、農地の所在中間市大字上底井野字中島〇〇〇〇外2筆。面積合計4,117㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和7年6月10日から令和14年4月30日までの6年11ヵ月。10aあたりの賃借料10,000円。支払方法口座振替。3件目、農地の所在中間市大字垣生字高縄手〇〇〇〇外3筆。面積合計6,805㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。

住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間。10aあたりの賃借料10,000円。支払方法口座振替。4件目、農地の所在中間市大字下大隈字土手外〇〇〇〇外34筆。面積合計20,882㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。5件目、農地の所在中間市大字上底井野字梅園〇〇〇〇外18筆。面積合計20,348㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字中底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和7年5月1日から令和17年4月30日までの9年11ヵ月。物納として10aあたり60kgで年間米330kg、それ以外は10aあたり10,000円。6件目、農地の所在中間市大字垣生字塩田〇〇〇〇。面積合計3,952㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所遠賀郡遠賀町大字老良〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。7件目、農地の所在中間市大字中底井野字会前田〇〇〇〇。面積1,586㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字中底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和7年6月1日から令和17年5月31日までの10年間。10aあたりの賃借料10,000円。支払方法口座振替。ご説明した農地の位置図は議案第5号と同じであるため省略しております。説明は以上です。

〇〇議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等はありませんか。

無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第6号を終わります。〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員は入室をお願いします。

〇〇議長：続きまして、議案第7号「認定農業者の認定に係る意見照会について」を議題といたします。それでは提案理由の説明をお願いします。

事務局：資料の34ページをご覧ください。議案第7号「認定農業者の認定に係る意見照会について」ご説明いたします。

こちらは農業経営基盤強化促進法第12条に基づき、福岡県から市の基本構想の同意を受けている市町村は農業経営改善計画を提出し、当該計画が適当である場合はその認定を受けることができるものとなっております。

今回の申請者は経営農地が市内のみとなっておりますので、農業委員会、J A、普及指導センターに意見照会を行い、意見等なければ認定する流れとなっております。それでは説明いたします。

申請人〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。営農類型水稲、米粉用米、大麦、小麦。経営改善の方向の概要、兼業農家として作業内容の見直しを行い、作業効率化の改善を図るとともに農地中間管理機構を活用して、集積・集約化を目指す。年間労働時間2,000時間を予定しており、年間所得410万円を見込んでおります。経営規模拡大に関する目標、現状512a、令和12年は現状をそのまま維持することとしております。今回の申請者は既に認定農業者である〇〇〇〇氏の息子で、〇〇〇〇氏が経営継承を考えているとのことで息子である〇〇〇〇氏が認定農業者の申請を行ったところであります。説明は以上です。

〇〇議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等はありませんか。

〇〇委員：市から新規就農者への補助金の検討をお願いします。

〇〇委員：年間労働時間2,000時間であれば兼業は難しいと思うのですが、これは家族等を含めた時間ですか。そうであれば書き方を分かるようにお願いしたいです。

事務局：分かりました。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見はありませんか。
それでは、採決を取ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。
はい。ありがとうございます。全員賛成のため原案のとおり承認されました。
これで議案第7号を終わります。つづきまして、議案第8号「農地改良届の承認について」を議題と致します。それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料40ページをお開き下さい。議案第8号「農地改良届の承認について」です。この届出は農地の現況地目を田から畑に改良する為の届出となっております。今回、1件の改良届が提出されておりますので説明します。
届出人、中間市大字下大隈〇〇〇〇。〇〇〇〇。土地の所在、中間市大字下大隈字瀬戸〇〇〇〇。面積は374㎡。施工期間令和7年3月10日から令和7年3月17日までの7日間。造成高30cm。最大高低差は50cmとなっております。施行に用いる土の土質及び土量は真砂土を112㎡分。搬出元は〇〇〇〇から購入して使用する予定です。施行完了後の営農計画は令和7年4月から野菜

を作付する予定となっております。

こちらの農地改良届につきましては、41、42 ページに位置図と写真を載せております。写真のとおり届出を出される前に土を入れているところであったのを〇〇〇〇委員から農地パトロールで発見したため、届出人に届出が必要であることを説明し、一旦工事は中止して、承認を受けてから工事を進めるようお願いしております。説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見はありませんか。

〇〇委員：写真で見たところ道路と同じ高さとなっているので、雨が降ったときに土が流出しないよう道路と隣接する箇所は溝を掘って対策した方が良いと思います。

事務局：わかりました。届出人に対策するよう伝えます。

〇〇委員：道路への対策もですが、隣接する農地への影響が無いように施工するよう伝える方が大事ですよ。

事務局：はい。同様に届出人に伝えます。

〇〇議長：他にないでしょうか。無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第8号を終わります。

続きまして、「その他」を議題といたします。何かご意見はありますか。

事務局：-新規就農に関する支援について-

-視察について-

-年間スケジュールについて-

〇〇議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員を指名いたします。

以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。